

い。残された件については、
・退職勧奨を拒否している者については明年度以降
優遇処置をしない。
・転出させる
という既定の方針によりすすめていく。

4月20日 教育長ほか7名
中央執行委員長ほか20名

要旨：昨年来の組合の要求事項について県教委としては県財政当局等との関連を考えながら検討し、問題によっては努力していく考えであるが、一斉一号増については、現段階において実施することは困難である。

4月20日付要求書（不当人事撤回）については検討したが従来の方針を変えることはない。

6月9日 教育委員長、教育長ほか3名
中央執行委員長ほか4名

要旨：4月10日、4月27日付の要求書について検討したが全国的に共通する問題もあるので慎重に考えていきたい。知事部局との関連なしには考えられない問題もあり、交渉の方法については、教育委員会としての性格にしたがって考えていきたい。また、今後永久的に交渉事項となることも考えられるので継続的に努力する。

旅費、宿日直の問題についてもよく実態を検討して処置していきたい。学力調査については文部省の方針により実施する。

6月22日 教育長ほか5名
中央執行委員長ほか30名

要旨：退職勧奨を拒否している2名については、第2次計画の中で行なったものであり、組合のいうような特別な人事ではない。22日の赴任の日については今後検討する余地はない。

7月14日 総務課長、学務課小中管理係長
県教組書記長ほか3名

要旨：土、日曜の宿日直については県教育長通達のとおり国に準じて行なうことに変わりはないが（40.3.26付文部省初中局長からの通知）、「止むを得ざる場合」については、大蔵省等の監査において説明のつくものにしていきたい。

へき地研修旅費、分校旅費については全額令達ずみであり、適切な支給について所長会等をおして指導していきたい。

8月9日 教育長ほか3名
中央執行委員長ほか10名

要旨：一斉一号増の要求については、県教委としての資料の作成をしたが、これについては総務部長との話し合いもっていないし、要求事項を実施することを前提としての計数整理ではない。四者交渉については今後の問題である。

土、日曜の宿日直については、その更らに検討したが、通知の趣旨をくんで命令権者の裁量を認めていくことになるが大規模校については通知のとおりであるが校長を除いて男子教員7人までについては場合によっては別人がやってもよいと解してよい。

11月20日 教育長ほか3名
中央執行委員長ほか7名

要旨：第15次日教組全国教育研究集会（福島大会）については、これまで県段階までの集会については義務免扱いとしてきたが、今次全国集会については、参加者が延べ4,000名の多数にのぼり、学校運営に支障をきたすことも予想されるので検討する。

年末年始にあたり小規模校の宿直を警備員をもってあて教員を宿直から解放することについては現段階においての実施はできない。

平日日直については、名称の問題であり校内の問題である。（校務分掌による週番等）

高校入試と中学校卒業式の期日については、40年度以降は3月15日とし、当日日曜にあたる場合は14日にくりあげる。このことは県教委と福島県市町村教育委員会連絡協議会との申し合わせ事項として通知してある。

12月20日 総務課長ほか4名
副委員長ほか6名

要旨：12月3日付の要求書（給与改訂）については、12月県議会に条例改正をだしてあり、知事の指示をまって実施する。

へき地加給の実施については、今後さらに検討される問題であるが、現時点においては特別の考えはもっていない。

12月27日 教育長ほか5名
県教組書記長ほか7名

要旨：給与改善（一斉一号増）についての四者交渉といっても、県職とのちがいがあり一概に進展させることもむずかしいが、情勢の変化もあったことから四者交渉の機会をもつことについては考えられることである。

年末年始の宿日直についてはさらに検討するが、趣旨に副うような具体的な方法については要求どおりの措置はできない。

高校募集定員の発表は、年内にはできない。41年1月上旬中甸になる見込みである。

中学校における補習の問題については、全国的な問題でもあるが、このことだけを考えることによってよい解決がなされるものでもないので、他の例をそのままあてはめるということではなく、本県の実態をつかみ、通達をだすというような手段を直ちにとるといようなことではなしにじゅうぶん検討していく。